

～ は じ め に ～

平素、静岡労働局の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規学校卒業者は、次代の産業界の担い手であるとともに、企業における基幹労働力として、その将来が期待されるところであり、個々の適性や能力を活かした職業に就くことにより、良き職業人・社会人として成長し、企業の発展や社会の活力の維持・向上に寄与する活躍が期待されるところです。

また、新規学校卒業者の就職は、それまでの学校生活から、新社会人として職業生活に移行する、いわば人生の大きな転換点であり、その就職が適正かつ円滑に行われるかどうかは、その人の将来を左右する重大な問題です。そのため、新規学校卒業者の募集・採用に関する留意事項をまとめることにより、募集・採用活動が公平・公正かつ円滑に行われることを目的として、本冊子を発行いたしました。

企業の皆様におかれましては、募集・採用数の大幅な変動が生じないよう中長期的な人事計画等のもと、適正な採用計画に基づいた求人申込みを行っていただくとともに、応募書類の受付・選考期日の厳守等、公平・公正な求人活動を行っていただき、「求人募集の中止・募集人員の削減」や「採用内定取消し」及び「早期採用選考」という事態が生じることがないように十分にご配慮いただきますよう御願い申し上げます。

なお、「職業安定法施行規則」により、公共職業安定所による採用内定取消し事案の一元的把握と、事業主が公共職業安定所等に通知すべき事項が定められており、公共職業安定所は、企業に対する指導など、内定取消し事案への迅速な対応を図ることとなっております。さらに、学生・生徒等の適切な職業選択に資するよう学生・生徒等に情報提供するため、採用内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、その内容を公表することができることとなっております。企業の皆様には、この制度の趣旨をご理解いただき、採用内定取消しの行われることのないよう、重ねて御願い申し上げます。

静岡労働局といたしましては、新規学校卒業者の就職支援対策について、今後とも最大限の努力を傾注してまいり所存ですので、一人でも多くの新規学校卒業者がより良い職業生活に移行できますよう、皆様方のご支援・ご協力を心より御願い申し上げます。

令和7年5月

静 岡 労 働 局 長